

矢 財 第 1 8 0 号  
令和 8 年 9 月 1 4 日

指名業者 殿

矢掛町長 山 岡 敦  
( 公 印 省 略 )

工事等指名競争入札の執行について（通知）

このことについて、貴殿を指名し下記により入札を執行しますから、日時厳守の上、入札書を提出してください。

記

1 入札日時等

|            |                                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)業務番号    | 建設－063号                                                                                                               |
| (2)業 務 名   | 狭あい道路整備等促進事業<br>町道六反田内神線詳細設計業務委託                                                                                      |
| (3)業務場所    | 小田郡矢掛町 矢掛 地内                                                                                                          |
| (4)工 期     | 令和8年 月 日 から 令和9年3月31日 まで                                                                                              |
| (5)入札方法    | 電子入札システムによる                                                                                                           |
| (6)開札日時    | 令和8年10月1日（木） 午後1時24分                                                                                                  |
| (7)入札書受付期間 | 令和8年9月29日（火）9時から令和8年9月30日（水）17時まで                                                                                     |
| (8)予定価格    | — 円                                                                                                                   |
| (9)閲覧方法    | 入札情報公開システムにて閲覧                                                                                                        |
| (10)閲覧期日   | 令和8年10月1日 まで                                                                                                          |
| (11)担 当 課  | 建設課                                                                                                                   |
| (12)備 考    | 1回目の入札が不落となった場合には、再入札を実施します。通常、再入札は1回目の入札と同日の16時に締め切り、順次開札を行います。案件により日時を変更する場合がありますので、開札日時にシステムにログインして入札結果等を確認してください。 |

## 2 入札保証金

### 免除

## 3 契約保証金

次の各号のいずれかの保証（請負代金額の10分の1以上）をふさなければならない。

ただし、請負代金額が500万円未満及び特定建設工事共同体の場合は免除する。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（利付国債）の提供
- (3) 指定金融機関等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証契約の締結
- (5) 履行保証保険金契約の締結

## 4 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加することのできない者のした入札
- (2) 談合していた入札
- (3) 入札保証金の納付を要する場合において、入札保証金の納付がない入札又は不足する入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- (5) 同一事項について、2件以上の入札をした入札
- (6) 指定の日時までに到達しない入札
- (7) 委任状を提出しないでした代理人のした入札
- (8) その他入札条件に違反した入札

## 5 その他

- (1) 落札決定は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札回数は2回までとし、不落の場合は原則として指名替えとします。同じ入札金額の場合には、くじ引きにより決定します。
- (3) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低入札金額をもって行います。
- (4) 入札を希望しない場合には、電子入札システムを通して入札に参加しないことができます。この場合、入札辞退届は備考欄に辞退理由を入力し、入札書受付期間の終了までに提出してください。なお、入札辞退をしても辞退したことを理由として以後の指名等について不利益の取扱いを受けることはありません。
- (5) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。
- (6) 談合情報が寄せられた場合で入札を執行するときは、誓約書を徴することになりますが、提出されない場合は指名の取り消しを行います。
- (7) 同一入札参加業者への下請（落札業者から他の入札参加者への下請）を極力避けると同時に、不必要な重層下請負を行わないなど、下請負の適正化に努めてください。また、入札が不調となり、改めて入札を執行しなおした場合、不調となった入札に参加した者を下請負人にすることはできません。
- (8) 入札者が1者となった場合にも入札を有効といたします。